

利尻町強靱化地域計画【概要版】

令和3年3月

1. はじめに

(1) 国土強靱化の背景

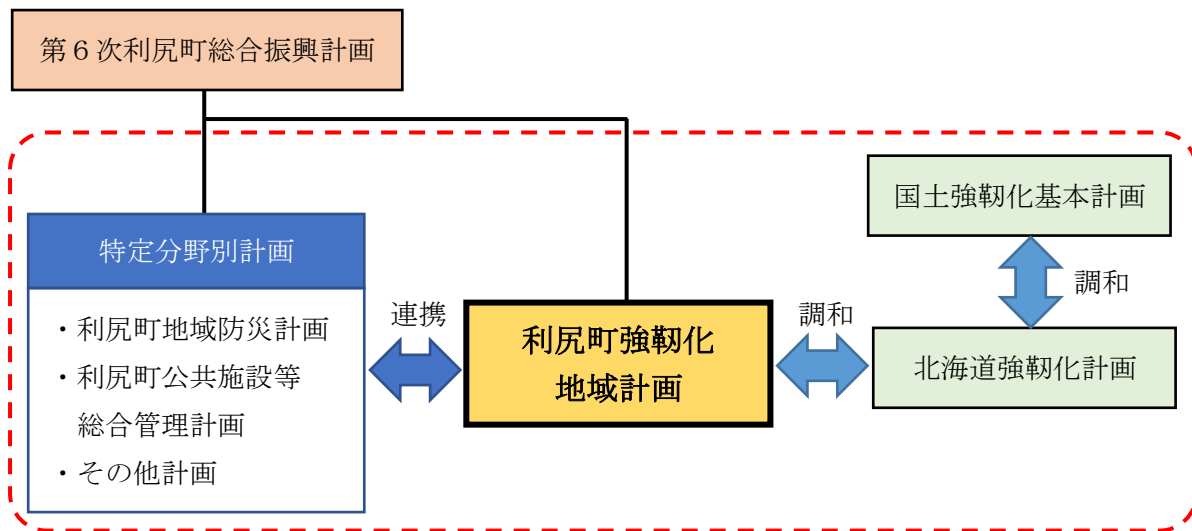
自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、利尻町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、利尻町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「利尻町強靱化地域計画（以下、本計画）」を策定する。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の第6次利尻町総合振興計画を踏まえ、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

また、本計画は、利尻町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。



(3) 国土強靱化地域計画と地域防災計画の役割

地域防災計画は、地震や洪水などの「リスク」を特定し、リスクが生じた際における計画となるのに対し、国土強靱化地域計画はあらゆる大規模自然災害に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復刻」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組の計画となる。

(4) 計画期間

計画期間は、社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、概ね5年（2020年～2025年まで）とする。

2. 利尻町強靱化計画の基本的な考え方

利尻町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

利尻町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、利尻町強靱化を推進するに当たっては、国や道の基本計画に掲げる「基本目標に配慮しつつ、次の3つを利尻町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

【利尻町強靱化の目標】

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と利尻町の社会経済システムを守る
- (2) 利尻町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 利尻町の持続的成長を促進する

3. 利尻町強靱化の対象となるリスク

利尻町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域範囲に甚大被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と利尻町の社会経済システムを守る」という観点から、利尻町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、対応すべきリスクの対象とする。

【本計画の対象とするリスク】

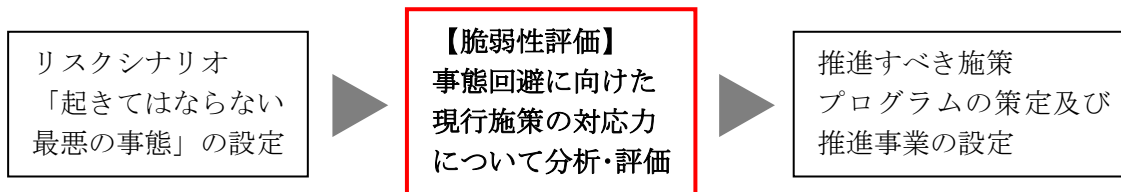
- (1) 地震・津波 (2) 火山噴火 (3) 豪雨／暴風雨／台風／強風 (4) 豪雪／暴風雪

4. 利尻町強靱化のための脆弱性評価、施策プログラムの策定等

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスである。

本計画に掲げる利尻町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【リスクシナリオ 20 の「起きてはならない最悪の事態」及び施策プログラム一覧】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策プログラム ※重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に 重点 と記載
1 人命の 保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	1-1-1 住宅・建築物等の耐震化 重点 1-1-2 建築物等の老朽化対策 重点 1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発 重点 1-1-4 緊急輸送道路等の整備 重点 1-1-5 防火対策・火災予防 重点
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	1-2-1 警戒避難体制の整備等 重点 1-2-2 砂防設備等の整備、老朽化対策 重点
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-3-1 津波避難体制の整備 重点 1-3-2 海岸保全施設等の整備 重点
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4-1 洪水・内水ハザードマップの作成 重点 1-4-2 河川改修等の治水対策 重点
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	1-5-1 暴風雪時における道路管理体制の強化 重点 1-5-2 除雪体制の確保 重点
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	1-6-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 重点
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	1-7-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化 重点 1-7-2 地域防災活動の推進 重点 1-7-3 住民等への情報伝達体制の強化 重点 1-7-4 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 重点 1-7-5 冬季も含めた帰宅困難者対策 重点 1-7-6 防災教育推進 重点
2 救助・救 急活動等 の迅速な 実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備 重点 2-1-2 非常用物資の備蓄促進 重点
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	2-2-1 合同訓練など関係行政機関の連携体制整備 重点 2-2-2 本道の自衛隊体制の維持・拡充 2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	2-3-1 保健所機能の充実 重点 2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 重点 2-3-3 災害時における福祉的支援 重点

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策プログラム ※重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に 重点 と記載
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下	3-1-1 災害対策本部機能等の強化 重点 3-1-2 業務継続体制の整備 3-1-3 応援・受援体制の整備
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大 4-1-2 電力基盤等の整備 4-1-3 避難所等への石油燃料供給の確保
		4-2 食料の安定供給の停滞	4-2-1 食料生産基盤の整備 重点 4-2-2 町産食料品の販路拡大 4-2-3 災害時における生鮮食料品の供給体制の確保
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	4-3-1 水道施設の耐震化、老朽化対策 重点 4-3-2 下水道施設等の耐震化、老朽化対策 重点
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	4-4-1 高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備 4-4-2 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策 重点 4-4-3 空港の機能強化 4-4-4 航空ネットワークの維持・拡充
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	5-1-1 本社機能や生産拠点等の立地 5-1-2 企業における事業継続体制の強化 5-1-3 被災企業等への金融支援
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下	5-2-1 港湾の機能強化 重点 5-2-2 陸路における流通拠点の機能強化
6	二次災害の抑制	6-1 森林等の荒廃による国土の荒廃	6-1-1 森林の整備・保全
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	7-1-1 災害廃棄物処理計画の策定 7-1-2 地籍調査の実施 7-1-3 仮設住宅等の迅速な確保
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携 重点 7-2-2 行政職員の活用促進 7-2-3 地域コミュニティの維持・活性化

5. 計画の進捗管理

施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、利尻町強靱化のスパイラルアップを図っていく。